

Ⅲ 逐条解説

<第1条(目的)>

- 第1条は本法律の目的を規定するものである。
- Ⅱで記述したように、就学前の教育及び保育に対するニーズは多様化しており、本法律は、こうした状況にかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とするものである。

<第2条(定義)>

- 第2条は、用語の定義を行うものである。

[第1～3項]

- それぞれ、「子ども」、「幼稚園」、「保育所」の語についての定義を規定するものである。

[第4項]

- 「保育所等」の定義を規定するものである。
- この法律による「認定こども園」の認定対象としては、幼稚園及び保育所のほか、保育所と同様に「保育に欠ける子ども」に対する保育を目的とする施設であるが、保育所の認可を有しない、いわゆる認可外保育施設を想定しており、本項は保育所と認可外保育施設を合わせて「保育所等」と定義するものである。
- 本項の「文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの」は、以下のとおりであり、こうした施設は認定対象から除外することとしている。
 - ①少数の子ども（1日に受け入れる子どもの数が5人以下）を対象とする施設
 - ②従業員の子どもを対象にした事業所内保育施設
 - ③店舗等において顧客の子どもを対象にした一時預かり施設
 - ④行楽地等に半年を限度として臨時に設置された施設
 - ⑤親族間の預かりあい

(※ 児童福祉法施行規則第49条の2第1号及び第2号に規定する施設と同様の施設を共同省令で定めることとしている。
同条第3号に規定する幼稚園併設の認可外保育施設は、認定対象である。)

[第5項]

- 「保護者」の定義として、児童福祉法第6条に規定する保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）を用いることを規定するものである。

[第6項]

- 「認定こども園」の認定を受けるための必須要件である「子育て支援事業」の定義を規定するものである。（第3条第1項第3号及び同条第2項第2号参照）
- なお、幼稚園児又は保育所等児以外の地域の子どもに広く支援を行う趣旨から、定義において「地域の子ども」の語を用いている。

①保護者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う事業

- ・ 親子の集いの広場事業
（概ね3歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、子どもの養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業）
- ・ 教育・保育相談事業
（職員が、子どもの養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業）
- ・ 育児支援家庭訪問事業
（子どもの養育に関し援助が必要と認められる家庭に職員を派遣し、育児指導や相談にあたる事業）

②保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対する保育を行う事業

- ・ 施設型一時保育事業
（保護者の疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもにつき、幼稚園又は保育所等において保育を行う事業）
- ・ 訪問型一時保育事業
（保護者の疾病、入院などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもにつき、子どもの家庭に職員を派遣して保育を行う事業）

③保護者と地域の子育てサークル等との連絡及び調整を行う事業

- ・ 地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業
（子育て支援を希望する保護者と、子育て支援を実施する子育てサークルや子育てボランティアとの間の連絡及び調整を行う事業）

④地域の子育てサークル等に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

- ・ 子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業
（地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成の支援を行う事業）

<第3条（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）>

- この法律は、幼稚園、保育所等のうち、
 - ①就学前の子どもに適切な教育・保育を提供する機能
（保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）
 - ②地域における子育て支援を提供する機能を備える施設について、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる仕組みを設けるものである。

- 幼稚園、保育所等がこの①及び②の機能を備えるためには、
 - ア）幼稚園、保育所等の施設が単独で機能を拡充して対応する方法と、
 - イ）幼稚園と保育所の共用化施設など、幼稚園と保育所等という異なる機能を有する二つの施設が連携し、単独の施設では不足する機能を相互に補完して対応する方法が考えられ、本条第1項はア）の方法により、第2項はイ）の方法により認定を受ける施設について規定するものである。

- 現在、公立幼稚園に係る事務は都道府県教育委員会が、私立幼稚園及び保育所に係る事務は都道府県知事が所掌しているが、認定こども園は教育及び保育を一体的に提供する機能を備えるものであることから、認定こども園の認定は、地方自治体において教育・保育両面を統括し代表する都道府県知事が認定を行うことを原則としている。

ただし、都道府県によっては、保育所等に係る事務を都道府県知事が教育委員会に委任するなど、幼稚園と保育所の窓口を教育委員会において一本化する例もあり、こうした場合については、教育・保育両面を教育委員会が統括していると整理することが適切である。

このため、文部科学省令・厚生労働省令で定める以下の場合には、都道府県の教育委員会が認定その他のこの法律に基づく都道府県知事の権限を行うものである。

 - ①保育所に係る認可その他の処分（児童福祉法に基づく改善命令及び事業停止命令）をする権限に係る事務を教育委員会に委任している場合
 - ②保育所に係る認可その他の処分をする権限に係る事務を教育委員会の職員が補助執行している場合など、教育委員会が認定こども園の認定に必要な体制を備えると都道府県知事が認める場合

- なお、都道府県知事が認定権者であるため、都道府県が設置する施設は認定対象から除外するが、都道府県知事は、こうした施設のうち本条第1項又は第2項に掲げる要件に適合していると認めるものを公示することとし（本条第3項）、この公示が行われた施設については、都道府県知事の認定を受けた施設と同様に認定こども園として取り扱う（第6条第2項かっこ書き）。

[第1項]

- 幼稚園又は保育所等が単独で本項各号に掲げる要件に適合している場合には、その旨の都道府県知事の認定を受けることができることを定めるものである。

(第1号)

- ・ 幼稚園が認定こども園の認定を受けるためには、幼稚園本来の機能である1日4時間を標準とした教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、幼稚園に在籍している保育に欠ける子どもに対する保育を行うことが必要である。
- ・ 具体的には、
 - ① 保育に欠ける子どもに対し、4時間の教育のための時間の終了後も含め、保育所と同様に原則8時間の保育を行うこと
 - ② 保育に欠ける子どもに対して適切な保育が行われるような環境を整えることが求められる。

(第2号)

- ・ 保育所等が認定こども園の認定を受けるためには、保育所本来の機能である保育に欠ける子どもに対する保育を行うほか、
 - ① 保育に欠けない満3歳以上の子どもを受け入れるとともに、
 - ② 満3歳以上の全ての子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるような保育を行うことが求められる。
- ・ このように「保育に欠けない子ども」の受入を要件としているが、保育所についてその受入数を専ら施設の裁量に委ねた場合には、市町村の保育の実施義務の履行に支障をもたらす可能性もあることから、認定に際しては、「保育に欠けない子ども」の受入数が当該保育所の所在する市町村の保育需要に照らして適当であるか否かを都道府県知事が判断することとしている。
- ・ なお、保育所等における「保育」については、必ずしも幼稚園と同様の教育目標の達成に努めるべきことが法令上確保されているものではないことから、学校教育法に掲げる幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うことを認定要件として規定するものである。

(第3号)

- ・子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で実施することを認定要件とするものである。

(第4号)

- ・施設における職員の配置や資格、施設設備等について一定の基準を満たすことを認定要件とするものである。この基準については、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める指針を参酌して都道府県の条例で定めるものである。なお、都道府県が認定基準を条例で定める際、都道府県知事は、条例案について教育委員会の意見を聞かなければならないことに留意願いたい（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条）。

[第2項]

- 幼稚園と保育所の共用化施設など、異なる機能を有する二つの施設が連携し、単独の施設では不足する機能を相互に補完することにより、本項各号に掲げる要件に適合している場合に、その旨の都道府県知事の認定を受けることができることを定めるものである。
- すなわち、幼稚園と保育所等の建物及びその附属設備（給食施設、飲料水用設備、園具など）が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）が本項各号に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができることを規定している。
- この場合、幼稚園と保育所等の建物及びその附属設備については、同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、こうした要件を満たさない場合には、次の要件を満たさなければならない。
 - ①子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - ②子どもの移動時の安全が確保されていること。
- なお、本項により認定される幼保連携施設には、幼保連携型認定こども園に加え、幼稚園型認定こども園のうち、幼稚園と認可外保育施設が一体的に設置されるものも含まれることに留意願いたい。

(第1号)

・幼保連携施設において、保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能を備えるためには、

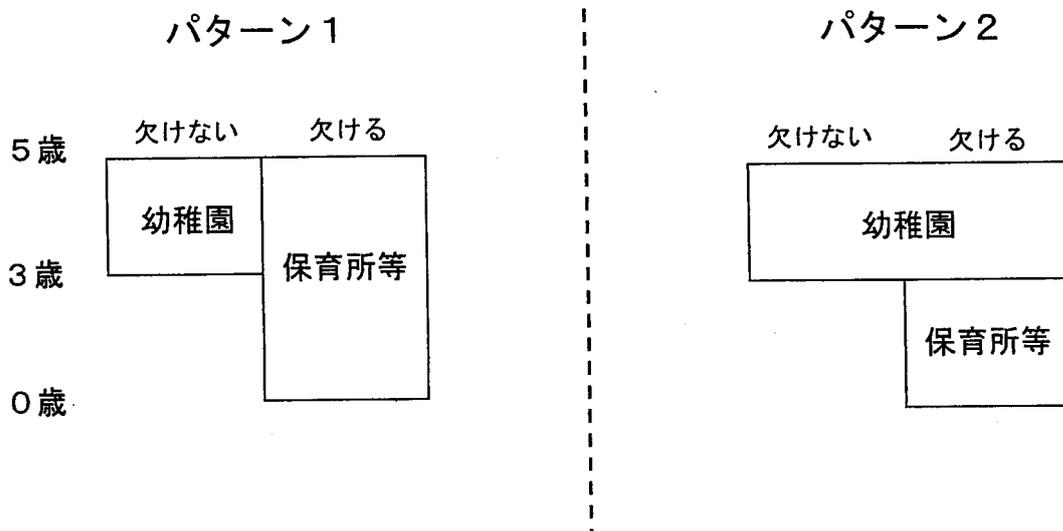
- ①下図のパターン1のように、幼稚園において保育に欠けない子どもを、保育所等において保育に欠ける子どもを受け入れる方法と、
- ②下図のパターン2のように、保育所等において保育に欠ける低年齢児を、幼稚園において年長の保育に欠ける子ども・欠けない子どもの双方を受け入れる方法

が考えられ、本号イは①の方法により、ロは②の方法により認定を受ける施設について規定するものである。

イ ①による場合については、幼保連携施設を構成する保育所等において、

- ・満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条に掲げる幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うとともに、
 - ・この保育の実施について、幼稚園と一体的な指導計画が定められ、認定こども園の長のもと幼稚園教諭と保育士とが相互に連携して教育・保育にあたるなど、幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携体制が確保されていること
- を認定要件として規定している。

ロ ②による場合については、幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた保育に欠ける子どもを、引き続きその幼保連携施設を構成する幼稚園に受け入れ、保育所等の入所時から幼稚園の卒園まで一貫した指導計画のもと教育・保育を行うことを認定要件として規定している。



(第2号)

- ・第1項第3号と同様に子育て支援事業の実施を認定要件として規定するものである。

(第3号)

- ・第1項第4号と同様に施設における職員の配置や資格、施設設備等について一定の基準を満たすことを求めるものである。

[第3項]

- 都道府県知事が認定権者であるため、都道府県が設置する施設は認定対象から除外するが、こうした施設であっても、第1項又は第2項の認定を受けた施設と同様の機能を有するものについては、地域住民の幅広い利用に供するため、認定を受けた施設と同様に周知等を行う必要があることから、こうした施設については都道府県知事が公示することとし、この公示が行われた施設については、都道府県知事の認定を受けた施設と同様に認定こども園として取り扱う(第6条第2項)。

<第4条（認定の申請）>

- 第4条は、第3条第1項又は第2項の認定を受けようとする者が提出すべき申請書等について規定するものである。
- 具体的には、認定を受けようとする者は、以下のような事項に関し、申請書と施設が認定要件に適合していることを証する書類を都道府県知事に提出しなければならない。主な提出事項は以下のとおり。
 - ①設置者の氏名又は名称及び住所（設置者が法人である場合は、その代表者の氏名）
 - ②施設の名称及び所在地
 - ③施設において保育する保育に欠ける子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者それぞれの数）
 - ④施設において保育する保育に欠けない子どもの数（満3歳未満の者と満3歳以上の者それぞれの数）
 - ⑤認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の別
 - ⑥認定こども園の長となるべき者の氏名
 - ⑦職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、子育て支援、管理運営等、都道府県の認定基準に定める事項
- また、幼保連携施設については、学校法人立幼稚園と社会福祉法人立保育所が一体的に設置される場合など、当該幼保連携施設を構成する幼稚園と保育所等の設置者が異なる場合には、これらの設置者が共同して申請しなければならない。

[申請書に記載する「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」の数と幼稚園、保育所等の認可定員等の関係]

- 本条の規定により申請書に記載する「保育に欠けない子ども」及び「保育に欠ける子ども」の数（以下「枠」という。）と、幼稚園、保育所等の認可定員等の関係は以下のとおりである。

(幼保連携型認定こども園)

◎P11のパターン1の場合

- ①保育に欠けない子ども枠 : 幼稚園認可定員
②保育に欠ける子ども枠 : 保育所認可定員
(定員の弾力化を行う場合は、これも申請書に記載)

※ 幼稚園認可定員及び保育所認可定員の変更には認可が必要。
(=法第7条第1項の「軽微な変更」に該当しない。)

◎P11のパターン2の場合

- ①保育に欠けない子ども枠
: 幼稚園認可定員の範囲内で「保育に欠けない子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数
②保育に欠ける子ども枠
: 保育所認可定員(0～2歳 定員の弾力化を行う場合は、これも申請書に記載)
+ 幼稚園認可定員の範囲内で「保育に欠ける子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数

※ 幼稚園認可定員及び保育所認可定員の変更には認可が必要。
幼稚園認可定員を変更せず、その範囲内で3～5歳児について「保育に欠けない子ども枠」と「保育に欠ける子ども枠」を変更する場合、都道府県知事が定める若干名の範囲内の一時的な変更は、法第7条第1項の「軽微な変更」に該当する。

(幼稚園型認定こども園)

- ①保育に欠けない子ども枠
: 幼稚園認可定員の範囲内で「保育に欠けない子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数

②保育に欠ける子ども枠

： 幼稚園認可定員の範囲内で「保育に欠ける子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数

※ ①と②の合計である幼稚園認可定員の変更には認可が必要。

幼稚園認可定員を変更せず、その範囲内で「保育に欠けない子ども枠」と「保育に欠ける子ども枠」を変更する場合、都道府県知事が定める若干名の範囲内の一時的な変更は「軽微な変更」に該当。

(保育所型認定こども園)

①保育に欠けない子ども枠

： 当該認定こども園が保育所認可定員外に「保育に欠けない子ども」の受入枠として定める数

(ただし、保育に欠けない子どもも保育所児である)

②保育に欠ける子ども枠

： 保育所認可定員(定員の弾力化を行う場合は、これも申請書に記載。)

※ ①については第3条第1項第2号の規定による都道府県知事の承認が必要。

②は保育所認可定員であり、その変更には認可が必要。

(地方裁量型認定こども園)

①保育に欠けない子ども枠

： 認可外保育施設の届出定員の範囲内で「保育に欠けない子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数

②保育に欠ける子ども枠

： 認可外保育施設の届出定員の範囲内で「保育に欠ける子ども」の受入枠として当該認定こども園が定める数

※ ①と②の合計である認可外保育施設入所定員の変更には届出が不要。

入所定員を変更せず、「保育に欠けない子ども枠」と「保育に欠ける子ども枠」を変更する場合、都道府県知事が定める若干名の範囲内の一時的な変更は「軽微な変更」に該当。

<第5条（認定の有効期間）>

- 第5条は、保育所型の認定こども園の認定に係る有効期間等について規定するものである。
- 現行制度においては、保育所の長は、保育の実施義務を負う市町村から保育の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこととされている（児童福祉法第46条の2）。
- このため、現在でも保育所の定員の空きの範囲内で「保育に欠けない子ども」を受け入れることは可能であるが、「保育に欠けない子ども」の受入れにより満員となっていることは正当な理由とならず、市町村から「保育に欠ける子ども」の入所委託を受けたときは、「保育に欠けない子ども」を退所させて「保育に欠ける子ども」を入所させなければならない。
- しかしながら、今般の認定こども園は、「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」をともに受け入れる施設であり、第3条第1項の認定を受けた保育所については、一定の「保育に欠けない子ども」を受け入れる必要があることは、児童福祉法第46条の2における「保育に欠ける子ども」の入所を拒む正当な理由となるものである。
- ただし、こうした保育所における「保育に欠けない子ども」の受入については、第3条第1項の認定を受けた保育所が設置されている地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられる恐れもある。
- こうした事態を防止するため、第3条第1項の規定による保育所の認定については、都道府県知事は、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行うことを前提に、こうした予測が可能な一定期間において有効とするものである。
- なお、本条に基づく有効期間等の規定が適用されるのは、保育所型認定こども園のみであり、幼保連携型認定こども園を構成する保育所には本条の適用はない。

[第1項]

- 都道府県知事は、保育所について第3条第1項の認定を行う場合には、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内の有効期間を定める。

※ 第3条第1項の保育に欠けない子どもの受入数の適否、本条による有効期間の設定に際しては、認定権者は、保育所認可権者及び当該保育所が所在する市町村の意見を考慮すること。

[第2項]

○ 第1項の有効期間の更新を受けようとする者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに、都道府県知事に文部科学省令・厚生労働省令で定める以下の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名
- ②施設の名称及び所在地

[第3項]

○ このように保育所に対する第3条第1項の認定については有効期間を設けるが、認定こども園の利用者の視点からは、施設の安定的な利用ができるよう、有効期間の更新が継続的に行われることが望ましい。

このため、都道府県知事は、地域における保育の実施に対する需要の状況に照らして、認定こども園として存続することにより保育の実施に支障が生じる恐れがあると認められる場合を除き、有効期間の更新を行うことを規定している。

<第6条（認定こども園に係る情報の提供等）>

- 第6条は、認定こども園に関する情報提供等について規定するものである。
- 認定こども園の認定は、幼稚園や保育所等の施設が、就学前の子どもに対する適切な教育・保育及び地域の子育て家庭への支援を総合的に提供することを推進し、地域住民の利便性の向上を図ることを目的とするものである。
- このため、都道府県知事は、地域の子育て家庭が認定こども園に関する情報を得ることができるよう、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、認定の申請の際に申請書に記載した事項や当該施設における教育保育概要（教育及び保育に関する計画の概要、子育て支援事業の概要並びにこれらの実施に関連する施設の設備及び運営の状況）の周知を図るものとする。
 - ※ 教育保育概要の具体的内容については、追って示すこととしている。
- また、地域住民が、認定こども園を容易に区別できるよう、認定こども園の設置者に対して、認定こども園である旨の表示を行う義務を課すものである。

<第7条（変更の届出）>

- 第7条は、認定こども園の設置者に対し、一定の事項の変更について届出義務を課すものである。
- 認定こども園が認定要件を満たして適切に運営されるよう、
 - ①認定申請の際に申請書に記載した事項
 - ②施設における教育保育の内容として、第6条第1項の規定により地域住民に周知された事項を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとする。
- ただし、P14に示した第4条第1項第3号及び第4号の「保育に欠ける子ども枠」及び「保育に欠けない子ども枠」について、幼稚園、保育所等の認可定員等を変更することなく、都道府県知事が定める若干名の範囲内での一時的な変更（※）など、文部科学省令・厚生労働省令で定める軽微な変更については、この変更の届出の対象外とする。

※ こうした変更は、基本的には、周知された一定の募集期間を設けて子どもの募集を行ったが、「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」の応募数が、設定したそれぞれの枠と異なっており、応募に応えるために若干名の一時的な枠の変更を行っても、第6条第1項の規定により周知された「保育に欠ける子ども枠」及び「保育に欠けない子ども枠」に対する信頼を裏切ることとならない場合を想定している。

- また、こうした届出が行われた事項について、都道府県知事は第6条第1項に規定する方法により、その周知を図ることとする。

<第8条（報告の徴収）>

- 第8条は、認定こども園の設置者に対する報告徴収等について規定するものである。

[第1項]

- 認定及び認定の取消しの権限を有する都道府県知事が、認定こども園の運営状況を的確に把握できるよう、その設置者に対して毎年の報告義務を課すものである。

具体的には、文部科学省令・厚生労働省令に定める以下の事項について、都道府県知事の定める日までに報告しなければならない。

- ①受け入れている保育に欠ける子どもの数（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数に区分するものとする。）
- ②受け入れている保育に欠けない子どもの数（満3歳未満の者の数と満3歳以上の者の数に区分するものとする。）
- ③認定要件との整合性を確認するために必要な事項その他の事項として都道府県知事が定める事項

[第2項]

- 第1項の定期的な報告のほか、都道府県知事は、認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。